

あぜかりこども園 重要事項説明書

1 施設の概要

(1) 設置者

名称	社会福祉法人 まこと福祉会
住所	長崎市畝刈町 1005 番地
電話番号	電話 095-850-2409 FAX 095-850-4421
代表者	理事長 竹内尚史

(2) 施設

名称	あぜかりこども園	
住所	長崎市畝刈町 1005 番地	
電話番号	電話 095-850-2409 FAX 095-850-4421	
施設長	園長 竹内尚史	
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより1号・2号・3号認定を受けた児童	
定員 155 名	1号認定 15 人 2号認定 75 人 3号認定 0歳児(15人) 1・2歳児(50人)	
開設年月日	平成31年4月1日(昭和48年3月開設)	
敷地	敷地全体	4079.80 m ²
	園庭	1,050 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造ストレート葺渡り廊下付三階建て
	延べ面積	999.58
	保育室等	乳児室 0歳児 43.50 m ²
		ほふく室 1歳児 123.30 m ²
		保育室 2歳児 65.10 m ²
		3歳児 41.07 m ²
		4歳児 41.07 m ²
		5歳児 64.62 m ²
		36.63 m ²
		64.62 m ²
		65.25 m ²
	その他	医務室、便所、調理室、事務室

2 目的及び運営方針

【目的】

満3歳以上の子どもに対する義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を行い、子どもの健やかな成長が図られるよう環境を整えて、心身の発達を助長するとともに、保護者へ対する子育ての支援を行うことを目的とする。

【保育・教育目標】（子ども像）

自分らしく意欲的で、思いやりのある子ども

- ① 養護と教育が整った環境の下で、自ら課題を見つけ、自ら考え行動する心情意欲態度を培う。
- ② 養護と教育が整った環境の下で、自発的・創造的に活動し、欲求を十分に満たし、自由と責任が身につくよう心情意欲態度を培う。
- ③ 養護と教育が整った環境の下で、心身ともに健康で自尊感情をもてるよう心情意欲態度を培う。
- ④ 養護と教育が整った環境の下で、人の喜びを喜べる気持ちを養い、人とのかかわりを楽しめるよう心情意欲態度を培う。

【運営方針】 子どもの主体性を育てる保育

① 子どもの主体的な活動としての生活を保障する保育・教育

主体的な活動をする子とは、自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子（やらされる、やってもらう活動自から自分でやる活動）のことです。そのために、自ら環境に働きかけることをしなければなりません。もちろん、この環境とは、空間だけのことを言うのではなく人的（保育士（チーム）、異年齢、地域）、物的（特定の活動を規定する遊具から、自分で工夫する遊具）、空間的（自然などの屋外空間、ゾーンなどの室内空間）環境のことです。これらの環境の中で、子どもたちは無理のない選択と自己決定、発達過程の確実な習得をする保育に変えるためには、個人の発達や人格の発達を犠牲にして作られている年齢の刷り込みによるカリキュラムでの保育を見直さないといけないでしょう。そして当園では、個と集団を保障（個と集団の両立から、相互作用）する場を作っていかなければなりません。

② 子どもの自発的な活動としての遊びを保障する保育・教育

保育室を、あそびのミュージアムとし、子どもの自発的な活動、子どもが主体的にかかわる環境を用意します。そして、子どもは、受身型から参加型へ変わり、「教える保育」から「子ども自ら活動する保育」への発想の転換をします。保育者も、どちらかと言うと、ティーチャーではなく、ファシリテーターになります。教えるのではなく、引き出し役とか、進行役になるのです。やってあげる保育から、それぞれの子どもの違いを認め、それに寄り添い、見守る保育です。そして、子ども集団を、ねらいに応じた集団、子どもにとって、生き生きと活動できる集団、子どもにとって、発達が保障される集団を考え、クラス集団と保育活動集団を柔軟的に考えます。

③ 一人ひとりの特性に応じた保育・教育

与える教育・保育から、一人ひとりが自ら活動する保育に変えるとき、当然何を与えるかという課題から何をそれぞれが受け取れるかという課題にかわります。したがって、当然、「平等」という考え方もかわってきます。みな等しく同じものを与えることから、みな等しく同じものを受け取れるということになります。この考え方に「インクルージョン」という考え方が必要になってきます。「インテグレーション」から一歩進めた考え方です。インクルージョン保育 教えてあげる、やってあげるという考え方から、子ども自ら環境に働きかけて行動するという、子どもの主体的な活動を保障し、それを援助するという保育に変えた時、カリキュラムの考え方を考え直さなければならない部分があります。さまざまな、子どもに対しての刷り込み、大人の思い込みから脱却して、その子自身の発達、個性、環境を優先的に見て、計画しなければなりません。人は、さまざまな刷り込み、平均的な思い込みをもっています。国によって、貧富によって、男女によって、障害によってなどです。そして、今の日本での最大の刷り込みは、年齢です。保育指針に書かれている年齢も、発達過程であり、年齢は目安に過ぎません。個々の発達の連続性を考え、それを丁寧に保障していくような保育に変えていかなければならないのです。

④ 人とのかかわりを大切にした保育・教育

集団の考え方もかわります。産業主義社会のころの大工場システムでの効率化ということで行われた集団に対して「一斉」ということから、個々の違いを認め合い、ともに生きる社会「共異体」のなかで、「協同的学び」を意図していきます。これは、個を認め合うという「インクルージョン」の考え方から、その個を結びつけるという「コヒージョン」という考え方が必要になってきます。

3 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規	勤務時間帯
園長	1	1		9:00~18:00
副園長	1	1		9:00~18:00
主幹保育教諭	2	2		A 7:00~16:00 B 7:15~16:15 C 8:00~17:00 D 8:30~17:30 E 9:00~18:00 F 10:00~20:00
保育教諭 子育て支援員	22 4	14	8 4	
栄養士・調理員	4	1	3	8:00~17:00
事務員・看護師・ 用務員	5	2	3	7:00~18:00 (内8時間程度)

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開園時間 7 時 ～ 19 時 30 分 (土曜日 7 時 ～ 19 時)

教育標準時間帯 9 時 ～ 13 時

保育標準時間帯 7 時 ～ 18 時 保育短時間帯 8 時～ 16 時

※原則的な保育時間は8時間です。保護者が現に必要とする時間での利用をお願いいたします。 18 時以降は延長保育となります。 開園時間を超えるお預かりはできませんので、ご了承下さい。

(2) 休園日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日
- ③ 年末年始 12月29日から1月3日まで
- ④ 土曜日 (1号認定者)

※台風積雪などの災害時の対応・・近隣の小学校が休校になった場合、安全の為に休園させて頂くこともあります。

5 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

長崎市の規則に基づく利用者負担額

原則、十八銀行口座振替をお願いします。

【保育料について】

金 額 各市町が定める利用負担者額を登園に納入下さい。

徴収時期 毎月 10 日 (十八銀行口座振替) (手数料こども園にて負担)

○子育て支援事業に係る利用者負担金

子育て支援事業(園入所外保護者)	施設利用は無料(給食利用時は250円)
一時保育事業(園入所外保護者)	0歳(3,000円) 1.2歳(2,000円) 3.4.5歳(1,500円)
1号認定預かり保育(新2号園児)	8:00~9:00/13:00から16:00(3時間以上450円/日)

○教育・保育の提供に要する利用者負担金

	費目	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	備考
特定負担額	延長保育料	9:00~16:00 以外の時間 1時間300円	18:00~ 1時間300円	18:00~ 1時間300円	開園 19時30分 まで
(主なもの) 実費徴収額	積立金(5歳児のみ) バス代(利用者のみ)	1000円(月) 1,000円(月)	1,000円(月) 1,000円(月)		年長のみ
他 その	一時預かり(1号) 13:00~16:00	250円/日(3時間内) 450円/日(4時間以上)			土曜日 500円(1日)

※保育短時間利用者は、8：00～16：00 を超えた時間 1 時間につき 300 円の延長料金が発生いたします。

○給食費

1号認定	給食費（おやつ・主食費含む）	5,500/月
2号認定	給食費（おやつ・主食費含む）	7,500円/月
3号認定	0円	0円

6 入園手続・利用の終了について

入園手続

利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 園医

医療機関名	かみむら小児科
院長名	神村 直久
所在地	長崎市畝刈町 1613-85
電話番号	095-860-1177

(2) 園歯科医

医療機関名	かわさき歯科医院
院長名	川崎 信行
所在地	長崎市京泊町2丁目5-18 新長ビル1F
電話番号	095-850-1717

(3) 園薬剤師 契約中

医療機関名	時津みなみ薬局
名 前	三宅 洋一郎
所在地	長崎県 西彼杵郡時津町元村郷908-15-102
電話番号	095-886-8108

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に不慮の事故などが発生した場合、園からの受診は、ご家庭のかかりつけではなく、基本当こども園の近くの病院を基本受診いたします。命に関わるような場合、緊急性が高いと判断した場合は、救急車を要請いたします。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	主幹保育教諭 松川 美佐子
	利用時間	9:00～17:00
	電話番号	095-850-2409
	FAX	095-850-4421
第三者委員	松本春代	電話番号 095-850-2271
	今里寅見	電話番号 095-850-1564

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します			
防災設備	・自動火災報知機	有	・屋外避難階段	有
	・ガス漏れ報知器	有	・	
	・非常警報装置	有		
避難・消火訓練	毎月1回			
不審者訓練	年1回以上			

11 利用者に対しての保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	350円（年額）

保険の種類	日動火災
保険の内容	施設の管理下での災害に対する賠償責任及び園児障害保険
保険金額	園負担

12 虐待防止のための措置

（１）当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

（２）職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合、虐待が疑われる場合には、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、長崎市子育て支援課・児童相談所等の適切な機関に通報いたします。